

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 健康福祉部 薬務課

法令名	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	法令番号	昭和35年法律第145号		
手続名	薬局管理者の兼務の許可	根拠条項	第7条第3項		
審査基準	<p>薬局の管理者は、その薬局以外の場所で業として薬局の管理その他薬事に関する実務に従事する者であってはならない。ただし、次に掲げる実務に従事する場合であって、当該薬局の管理者としての義務を遂行するにあたって支障を生ずることがないと認められる場合は、許可する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 学校保健安全法に基づく学校薬剤師の業務に従事する場合 2 地域の薬剤師会が運営する薬局又はこれに準ずる薬局において、休日又は夜間に当該地域の薬剤師会等の輪番で調剤業務に従事する場合 3 市町、地区医師会等が開設する休日夜間診療所において、当該地域の薬剤師会等の輪番で調剤業務に従事する場合 				
受付機関	薬務課	処理機関	薬務課	交付機関	薬務課
		標準処理期間	10日	目次	29
		標準経由期間	日		